



防災組合ニュース

THE BOSAI KUMIAI NEWS

日本防災設備協同組合 ●東京都文京区本郷一丁目15番6号 電話 03-3813-9650(代)

URL <http://nichibou.main.jp/>

事務連絡 nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp
営業連絡 nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp

社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

10月度理事会の概要 1～4

情 報

- ◎ 官報 (平成26年10月16日 第6395号) 5～9
 - ・消防法施行令の一部を改正する政令 (333)
 - ・消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令 (総務80)
 - ・火災通報装置の基準の一部を改正する件 (消防庁告示24)
 - ・加圧送水装置の基準の一部を改正する件 (同25)
 - ・屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件 (同26) (平成26年10月24日 第6401号) 10
 - ・消防法施行規則第31条の四第二項に規定する登録認定機関の認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更に関する件 (消防庁告示27)

事務局だより

- ・組合員情報 11
- ・組合行事 11
- ・共済制度について 11
- ・注文は今後も FAX で 11

10月度理事会の概要

開催日時：平成26年10月16日（木）16時30～18時00分

開催場所：あうら橘

神奈川県足柄下郡箱根町湯本574

理事総数：10人

出席理事数：7人

(1) 理事長挨拶

10月度移動理事会を始めさせていただきます。

(2) 業務報告

① 事務局運営・渉外

・講習会開催予定

12月3日（水）防排煙設備実務講習会

文京区民センター 3-B

12月9日（火）消防設備士第3類受験準備講習会

文京区民センター 2-B

・組合入会希望者（入会決定）

(株)ビルライフ 代表者 野崎 達

東京都江戸川区鹿骨5-18-11

三和防災設備(株) 代表者 坂本 忠徳

東京都新宿区原町1-55

② 広報

防災組合ニュース9月10日号発行

記事の内容について担当理事、他の理事の協力を得て内容を充実することを考える。

③ 教育

磯部教育担当理事より 9 月 26 日に行われた 6 類の講習会の報告が行われ、3,000 円の受講料では 15 人以上の受講者が集まらなければ赤字になってしまうので参加する受講者の人数を増やすよう他の理事に強く協力を要請した。

④ 福利厚生・企画

古木担当理事より「屋形船」の収支報告があった。
50 名の参加は各位の努力の結果と考える。

⑤ 財務・共同購買

中間決算を行った結果、前年度より多少赤字幅減少した。前年度対比売上は向上しているのので何とかこの状態を保っていきたい。

⑥ 開発

全消販の業者が開発した加煙試験器について購入して実際の現場で使用して、結果をみて販売方法を検討する。

⑦ 防排煙検討委員会

防排煙設備実務要領Ⅱはエンジン、ファン、バッテリーが主な内容。原稿はできていて、1,500 冊で見積を取ってある。
来年度に予算をとって早い段階での出版を目指す。

⑧ 青年部

研修旅行を計画 11 月 14 日～15 日 ニッタン電子(株)
工場見学 10 名参加 1 泊旅行は 2 年に 1 度行っている。

⑨ 支部運営促進

理事長が支部を作った根拠について説明。

支部会に参加する組合員が少ないことを審議

- ・ 合同で支部会を開催する（理事長案）

具体的にはどの支部とどの支部が行うのか、どのような形で行うのか等、検討が必要である。

- ・ 目的があれば参加するのではないか（古木副理事長案）

ただの飲み会では出てこない、例えばメーカー等に協力を依頼し、業務に参考になる話をしてもらおう等。

- ・中島専務理事に支部会充実の推進を依頼。

(3) 議案の審議

第1号議案 中間決算の結果報告の件

収益は前期よりやや改善、必要経費が消費税分増加している。
半年経過で損益は若干のマイナス。現在の売上げが継続できればプラスになる可能性は十分にある。

第2号議案 防排煙設備実務要領Ⅱ発刊の件

業務報告の欄(2頁)参照

第3号議案 新規組合加入(2社)の件

業務報告の欄(1頁)参照

第4号議案 ボーリング大会、忘年会、賀詞交歓会について

ボーリング大会、忘年会は青年部の仕切りで行う。

賀詞交歓会

12月の初めに案内状を出す。11月の理事会で今年の賀詞交歓会の名簿を参考に案内状の送り先を決定する。
アトラクションについては通常通り行う。

(4) その他

次回理事会 平成26年11月20日(木)

文京区民センター

15:00~17:00

平成26年9月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
9月24日 (水)	公正取引委員会による消費税転嫁に関する現状調査 佐藤、田中調査職員	
9月26日 (金)	消防設備士第6類講習会 講師 小川 清 (株)ハツタテクノ 受講者 15名	文京区民センター
9月29日 (月)	業務決裁	・・・ 広江理事長 (会社にて)
10月9日 (木)	業務決裁	・・・ 広江理事長 (会社にて)
10月14日(火)	経営診断	・・・ 小出会計副所長
10月16日 (木)	研修旅行、10月度理事会 箱根湯本 あうら橋 チェッカー会ゴルフ	レイクウッドゴルフクラブ

4 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際、現に存する新令別表第一(内)項口及びハ、(外)項イ並びに十六の三項に掲げる防火対象物

(同表(外)項イ及び十六の三項に掲げる防火対象物)にあっては、同表(内)項口又はハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限り、以下この項において同じ。並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内)項口及びハ、(外)項イ並びに十六の三項に掲げる防火対象物における

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化消火設備、粉末消火設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備及び避難器具に係る技術上の基準については、新令第十一号第一項第五号、第十二号第一項第三号、第七号、第八号、第十号及び第十一号、第十三号第一項、第二十号第一項第一号(新令第十一号第一項第五号に係る部分に限る。)、第二十一号第一項第三号、第五号、第七号、第八号、第十号、第十一号、第十三号及び第十五号、第二十一条の二第一項第二号、第三号及び第五号、第二十三条第一項第一号(同表十六の三

項に掲げる防火対象物に係る部分に限る。)、第二十四条第二項第二号及び第三項第一号から第三号まで並びに第二十五条第一項第五号及び第二項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第五号 消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十五年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三条第一項中「が存するもの」を削り、「第十二号」を「第十二号第一項第一号」に改め、「同条第二項中「が存するもの」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項第一号及び第九号」に改める。

「第十二号」を「第十二号第一項第一号」に改め、「同条第二項中「が存するもの」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項第一号及び第九号」に改める。

(児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)
第六条 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

附則第四条中「防火対象物であつて」を「防火対象物(同表(内)項ハ(3)に掲げる)に、が存するもの」を「に限り」に改め、「屋外消火栓設備」の下に、「動力消防ポンプ設備、ガス漏れ火災警報設備」を加え、「及び避難器具」を「避難器具、消防用水及び連結散水設備」に、「第一条、第十二号、第十九号及び第二十二号から第二十五号まで」を「第十九号第一項第二号及び第二十五号まで」を「第十九号第一項第二号及び第二十五号第一項第四号、第十九号第一項、第二十号第一項第一号(同令第十一号第一項第二号及び第六号に係る部分に限る。)、及び第二十二号並びに第三項、第二十一号の二第一項第四号、第二十二号第一項第三号、第二十三号第一項第一号、第二十四号第三項第四号、第二十五号第一項第一号、第二十七号第一項第一号並びに第二十八号の二第一項」に改める。

総務大臣 山本 早苗
内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十六年十月十六日
内閣総理大臣臨時代理 國務大臣 麻生 太郎

省令

〇総務省令第八十号
消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第十二号第一項第一号及び第九号並びに第二項第一号、第三号の二及び第六号、第二十三号第一項ただし書及び第二項並びに別表第一(内)項の規定に基づき、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年十月十六日
総務大臣 山本 早苗

消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令
(消防法施行規則の一部改正)
第一条 消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)の一部を次のように改正する。
第五号中第八項を第十項とし、第三項から第七項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 令別表第一(内)項イ(1)の総務省令で定める病院は、次のいずれにも該当する体制を有する病院とする。
一 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数、病床数が二十六床以下のときは二、二十六床を超えるときは二に十三床までを増すことに一を加えた数を常時下回らない体制
二 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員(宿直勤務を行わせる者を除く)の数が、病床数が六十床以下のときは二、六十床を超えるときは二に六十床までを増すことに二を加えた数を常時下回らない体制

4 令別表第一(外)項イ(1)(i)の総務省令で定める診療科名は、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものとする。
一 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

二 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第三条の二第一項第一号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称
三 歯科
四 歯科と医療法施行令第三条の二第一項第二号口(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称
第六条第一項中「第五条第八項第二号」を「第五条第十項第二号」に、「第五条第八項第一号」を「第五条第十項第一号」に改める。
第十条中「第五条第八項第二号」を「第五条第十項第二号」に改める。
第十二条の二第一項第一号中「第十二条第一項第一号及び第九号」を「別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びに十六の二項」に、「又はその部分」を「(同表(外)項イ及び十六の二項)に掲げる防火対象物にあっては、同表(内)項イ(1)若しくは(2)又は口に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。次号において同じ。」に、「延べ面積」を「基準面積(令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。)」に改め、同項第二号中「第十二号第一項第一号及び第九号」を「別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びに口、(外)項イ並びに十六の二項」に改め、「又はその部分」を削り、「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第二項中「令第十二条第一項第一号」を「令別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びに口」に改め、「令第九号の規定を適用するものを除く。」を削り、同条第三項中「令第十二条第一項第一号に掲げる防火対象物(令別表第一(外)項イに掲げる防火対象物)」を「令別表第一(外)項イに掲げる防火対象物」に、「同号の規定を適用するものに限り」を「同表(内)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分」に改める。
第十二条の三中「第十二号第一項第一号」を「第十二条第一項第一号ハ」に改める。
第十三条第三項第九号の二中「別表第一(内)項口」を「別表第一(内)項イ(1)及び(2)並びに口」に、「同表(内)項口」を「同表(内)項イ(1)若しくは(2)又は口」に、「延べ面積」を「基準面積」に改める。

第十三条の五第一項の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第三項から第五項まで及び第七項第二号の表中「次条」を「第十三条の六」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分)

第十三条の五の二 令第十二条第二項第三号の二の総務省令で定める部分は、次のいずれにも該当する部分(当該部分の床面積の合計が当該部分が存する防火対象物の延べ面積に二分の一を乗じて得た値を超える場合にあつては、当該二分の一を乗じて得た値の面積に相当する部分に限る。)とする。

一 第十三条第三項第七号又は第八号に掲げる部分であること。
二 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。

イ 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。)を設けた部分
ロ 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸(随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。)を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分第十三条第三項第六号に掲げる部分を除く。)の全てがスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの

三 床面積が千平方メートル以上の地階若しくは無窓階又は床面積が千五百平方メートル以上の四階以上十階以下の階に存する部分でないこと。
第十三条の六第一項中「水量は、」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第一号中「前条」を「第十三条の五」に改め、同号の表中「第十号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第三号の二」に「」について火災予防上支障があると認められる」を「を」を準不燃材料以外の材料とした」に改め、同項の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同項第四号中「」について火災予防上支障があると認められる」を「を」を準不燃材料以外の材料とした」

に改め、同号の表中「延べ面積」を「基準面積」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」の下に「防火対象物の用途、構造若しくは規模又は」を加え、同項第二号及び第四号中「」について火災予防上支障があると認められる」を「を」を準不燃材料以外の材料とした」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 令第十二条第二項第六号の総務省令で定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、加圧送水装置を設けなくても前項第二号又は第四号に規定する性能を有する特定施設水道連結型スプリンクラー設備とする。

第十四条第一項第十一号の二中「」について火災予防上支障があると認められる」を「を」を準不燃材料以外の材料とした」に改める。

第二十五条第一項中「消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である」を「次に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の二号を加える。

一 令別表第一(内項イ(1)及び(2)、(内項イ、十六の二項並びに十六の三項)に掲げる

防火対象物(同表(内項イ、十六の二項及び

十六の三項)に掲げる防火対象物)にあつて

は、同表(内項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。) 消防機関が存する建築物内

二 前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物 消防機関からの歩行距離が五百メートル以下である場所

第二十五条第三項第三号イ中「別表第一(内項ロ)を「別表第一(内項イ(1)から(3)まで及びロ」に改め、同項第四号中「別表第一(内項ロ、(内項イ、十六の二項及び十六の三項)を「別表第一

(内項イ(1)及び(2)並びにロ、(内項イ、十六の二項並びに十六の三項)に、「同表(内項ロ)を「同表(内

項イ(1)若しくは(2)又はロ」に改め、「存するもの

に限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項第四号中「別表第一(内項ロ、(内項イ、十六の二項及び十六の三項)を「別表第一(内項イ(1)及び(2)並びにロ、(内項イ、十六の二

項並びに十六の三項)に改め、「(同表(内項イ、

十六の二項及び十六の三項)に掲げる防火対象物

にあつては、同表(内項ロ)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下

同じ。」を削る。
(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十二年総務省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及びロ中「別表第一(内項イ)を「別表第一(内項イ、(内項イ(1)から(3)まで)に、「別表第一(内項イ及び(内項ロ)を「別表第一(内項イ)に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条中消防法施行規則第十二条の二第一項第一号中「延べ面積」を「基準面積」(令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。)に改める改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の二中

「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二

条第一項及び第三条 平成二十七年三月一日

(経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百三十三号)による改正後の消防法施行令(次項において「新令」という。)別表第一(内項ロ、(内項イ及び十六の二

項)に掲げる防火対象物(同表(内項イ及び十六の二項)に掲げる防火対象物)にあつては、同表(内項ロ)に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工

事中的同表(内項ロ、(内項イ及び十六の二項)に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則(次項において「新規則」という。)第十二条の二第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に存する新令別表第一(内項イ(1)及び(2)、(内項イ、十六の二項並びに十六の三項)に掲げる防火対象物(同表(内項イ、十六の二項及び十六の三項)に掲げる防火対象物)にあつては、同表(内項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(内項イ(1)及び(2)、(内項イ、十六の二項並びに十六の三項)に掲げる防火対象物における消防機関へ通報す

告示

る火災報知設備に関する基準については、新規
則第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定
にかかわらず、平成三十一年三月三十一日まで
の間は、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第二号に規定する規定の施行
前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。
(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部
改正)

第四条 消防法施行規則の一部を改正する省令
(平成二十五年総務省令第二百二十六号)の一部
を次のように改正する。
附則第二項中「(令別表第一(内)項口、(外)項イ、
十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対
象物」の下に「(同表(外)項イ、十六の二項及び

十六の三項に掲げる防火対象物にあつては、同
表(内)項口に掲げる防火対象物の用途に供される
部分が存するものに限る。以下この項において
同じ。」を加える。

消防庁告示第二十四号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)
第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通
報装置の基準(平成八年消防庁告示第一号)の一
部を次のように改正する。
平成二十六年十月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第二第一号中「操作すること」の下に「又は自
動火災報知設備の感知器の作動と連動すること」
を加え、同号の次に次の一号を加える。
一の二 特定火災通報装置 スピーカー及びマ
イクを用いて、送受話器を取り上げることな
く通話ができる機能(以下「ハンズフリー通
話機能」という。)を有する火災通報装置のう
ち、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十
七号)別表第一(内)項イ(1)から(3)まで及び口に
掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方
メートル未満のものに設けるものをいう。

第二第五号を次のように改める。
五 連動起動機能 火災通報装置が自動火災報
知設備の感知器の作動と連動することにより
作動し、消防機関への通報を自動的に開始す
る機能をいう。
第三第一号中(一)を削り、(三)を(二)とし、同号の次
に次の一号を加える。
一の二 手動起動装置が操作されたこと又は自
動火災報知設備の感知器の作動と連動して作
動したことを可視的又は可聴的に表示するこ
と。

第三第四号の次に次の一号を加える。
四の二 連動起動機能により蓄積音声情報を送
出している間に手動起動装置が操作された場
合に、直ちに又は一区切りの蓄積音声情報が
送出された後、次号(一)イ及び(三)イの蓄積音声
情報を送出すること。
第三第五号(二)中「基本周波数が、概ね八百ヘル
ツの単音を三音連続したものを二回反復したもの
とする」を「次のイ又は口に掲げる場合に応じ、
当該イ又は口に定めるところによる」に改め、同
号(二)にイ及び口として次のように加える。

イ 手動起動装置が操作されたことにより
起動された場合 基本周波数が概ね八百
ヘルツの単音を三音連続したものを二回
反復したものとすること。
口 連動起動機能により起動された場合
基本周波数が四百四十ヘルツ以上の単音
を二音連続したもの(第二音の周波数が
第一音の周波数の概ね六分の五であるも
のに限る。)を二回反復したものとす
ること。
第三第五号(三)中「火災である旨並びに防火対象
物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他こ
れに関連する内容とする」を「次のイ又は口に掲
げる場合に依り、当該イ又は口に定めるところに
よる」に改め、同号(三)にイ及び口として次のよう
に加える。
イ 手動起動装置が操作されたことにより
起動された場合 火災である旨並びに防
火対象物の所在地、建物名及び電話番号
の情報その他これに関連する内容とする
こと。
口 連動起動機能により起動された場合
自動火災報知設備が作動した旨並びに防
火対象物の所在地、建物名及び電話番号
の情報その他これに関連する内容とする
こと。
第三第六号(一)及び(二)中「スピーカ」を「スピー
カー」に改め、同第八号中「通話機能等」を「火
災通報装置(特定火災通報装置を除く。)の通話機
能等」に改め、同号ただし書を削り、同第十五号
中「スピーカ」を「スピーカー」に改める。

附則

(施行期日)
1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行
する。
(経過措置)
2 この告示の施行の日から平成二十八年三月三
十一日までの間は、第二第一号の次に一号を加
える改正規定中「別表第一(内)項イ(1)から(3)まで
及び口」とあるのは「別表第一(内)項口」とする。

消防庁告示第二十五号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)
第十二条第一項第七号二の規定に基づき、加圧送
水装置の基準(平成九年消防庁告示第八号)の一
部を次のように改正する。
平成二十六年十月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第二第四号中「第十二条第二項第四号」を「第
十二条第二項第三号の二」に改める。
第五第一号(内)中「特定水道連結型スプリンク
ラー設備を(特定施設水道連結型スプリンクラー
設備)」に改める。
附則
この告示は、平成二十七年三月一日から施行す
る。

○消防庁告示第二十六号
消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)
第十三条の六第四項の規定に基づき、屋内消火栓
設備の屋内消火栓等の基準(平成二十五年消防庁
告示第二号)の一部を次のように改正する。
平成二十六年十月十六日

消防庁長官 坂本 森男

第一中「第十三条の六第三項第七号」を「第十
三条の六第四項第七号」に改める。
第二第一号(内)中「第十三条の六第三項」を「第
十三条の六第四項」に改める。
附則
この告示は、平成二十七年三月一日から施行す
る。

告 示

○消防庁告示第二十七号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十一条の五第四項において準用する同令第一條の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した日本消防検定協会から認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の変更の届出があつたので、同令第三十一条の五第四項において準用する同令第一條の四第二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十六年十月二十四日 消防庁長官 坂本 森男

- 一 変更後の認定を行う消防用設備等又はこれらの部分である機械器具
 - イ 自動火災報知設備の地区音響装置
 - ロ 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレン
 - ハ 非常警報設備の放送設備
 - ニ バッケージ型自動消火設備
 - ホ 総合操作盤
 - ヘ 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備
 - ト 屋内消火栓設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、泡消火設備、屋外消火栓設備及び連結送水管)の簡易操作型放水用設備、消火栓弁、ノズル及び消防用ホースと結合金具の装着部
 - チ 特定駐車場用泡消火設備の閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手
- 二 変更の日
平成二十六年十月一日

事務局だより

◎組合員情報（新規加入）

- ・株式会社ビルライフ

代表者：野崎 達

住 所：東京都江戸川区鹿骨5-18-11

- ・三和防災設備株式会社

代表者：坂本忠徳

住 所：東京都新宿区原町1-55

◎講習会の予定

- ・12月3日（水）防排煙設備実務講習会

於：文京区民センター会議室

- ・12月9日（火）消防設備士第3類受験準備講習会

於：文京区民センター会議室

◎共済制度について

●消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。

●自動車共済制度：

関東自動車共済共同組合と提携しています。

団体傷害補償制度：

三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携しています。

◎ご注文は今後も FAX でお願ひします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。